

(別紙様式4)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第六次国土利用計画(兵庫県計画)(案)について  
意見募集期間 : 令和7年11月10日～令和7年12月1日  
意見等の提出件数 : 8件(2人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1 (2) ア地域類 型別 (ア)都市	(本文p.9) 県民局主導で鉄道の充実を強力に推進してほしい。	1	本計画は、県土の利用に関する各種計画の行政上の指針となるもので、個別具体の事業に関しては、関係法令に基づく個別計画等において検討されることとなります。
1 (2) イ利用区 分別 (オ)宅地	(本文p.13) 宅地について、「農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保」とあるが、抑制はやめた方がよい。 住宅も横浜や大阪を模範に阪神各地に建てるべき。	1	農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であり、森林は多面的機能を有し、生物多様性保全などに重要な役割を果たしていることから、農地や森林等からの転換は抑制することとしています。 住宅地については、地域活力の維持・向上のために必要な住宅地については新たな用地を確保することとしています。
1 (2) イ利用区 分別 (オ)宅地 cその他 の宅地	(本文p.13) 野球場の新設や音楽会場の建設・誘致をし、これらを開業・運営することで発生する儲けを社会保障に充てる体制にしていくべき。	1	本計画は、県土の利用に関する各種計画の行政上の指針となるもので、個別具体の事業に関しては、関係法令に基づく個別計画等において検討されることとなります。
2 (1)県土 の利用区 分ごとの 規模の目 標	(本文p.18) 県土利用の目標を以下に変更すべき 水面・河川・水路：34 道路：40 宅地：70 住宅地：45 工業用地：12 その他の用地：25 ※それぞれの面積の値を指す	1	計画(案)の目標は、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を推計したものであり、道路等においては、計画期間中の実施計画等を基に、関係課と協議の上設定したものです。
その他	以下について、賛同する。 ・準大都市圏における県土利用の基本方針 ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策 ・災害ハザードエリアでの立地抑制 ・事前防災・事前復興について	4	—

